

津市立学校の教職員の自家用自動車による出張に関する要綱

平成 1 8 年 1 月 1 日教育委員会訓第 1 号

改正 平成 2 9 年 3 月 3 1 日教育委員会訓第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、津市立小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する県費負担教職員（以下「教職員」という。）が自家用自動車（原動機付自転車を含む。以下「自家用車」という。）を使用して出張することに関し必要な事項を定めるものとする。

(使用承認の申請)

第 2 条 自己の所有する自家用車を使用して出張しようとする教職員は、あらかじめ自家用車使用承認願（別記様式）により校長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する自家用車については、申請することができない。

- (1) 自動車損害賠償保障法（昭和 3 0 年法律第 9 7 号）による有効な自動車損害賠償責任保険（以下「責任保険」という。）又は自動車損害賠償責任共済（以下「責任共済」という。）に加入していない自家用車
- (2) 対人保険無制限、対物保険 1, 0 0 0 万円以上及び搭乗者保険 1, 0 0 0 万円以上（当該自家用車が自動二輪車及び原動機付自転車の場合にあつては、対人保険 1 億円以上及び対物保険 5 0 0 万円以上）の任意の自動車保険（以下「任意保険」という。）に加入していない自家用車
- (3) 自動車検査証等が備え付けられていない自家用車

(申請内容の変更)

第 3 条 教職員は、前条の規定により申請した内容に変更が生じた場合は、速やかに自家用車使用承認願により改めて申請しなければならない。

(自家用車の承認)

第 4 条 校長は、教職員から前 2 条の規定による申請がなされたときは、当該申請に係る自家用車が第 2 条各号のいずれかに該当する自家用車である場合を除き、出張に使用する自家用車として承認するものとする。

(出張の承認)

第 5 条 校長は、教職員の申出により次の各号のいずれかに該当すると認める

場合は、教職員が自己の所有する前条の規定による承認を受けた自家用車（以下「使用自家用車」という。）により出張し、又は他の教職員が所有する使用自家用車に同乗して出張することを承認することができる。

- (1) 学校管理下における児童生徒の事故に係る救急搬送で救急車又は通常の交通機関を利用してはその目的を達成することが困難である場合
- (2) 表彰等のため児童生徒を教職員が引率して出張する場合
- (3) 公務に必要な書類や物品が携帯不可能な程度に多い場合又は出張の目的地や用務先が多く、通常の交通機関を利用しては公務の遂行の能率が著しく低下する場合
- (4) 通常利用することができる交通機関の運行密度が極めて低いため、それによつては公務の遂行に著しく支障を来す場合

（出張の不承認）

第6条 校長は、前条各号のいずれかに該当すると認める場合であっても使用自家用車により出張しようとする教職員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用自家用車による出張を承認してはならない。

- (1) 教職員が使用自家用車を運転するために必要な運転免許証を携帯していないとき。
- (2) 教職員の心身の状況が傷病、過労、睡眠不足その他の理由により使用自家用車の運転に不適当な状態にあるとき。
- (3) 教職員が交通事故を引き起こし、又は交通法規に違反して、刑罰を受けてから1年を経過していないとき。
- (4) 教職員以外の者を同乗させるとき（前条第1号及び第2号に該当する場合を除く。）。

（出張の手続）

第7条 教職員は、使用自家用車による出張をしようとする場合は、別に定める旅行命令簿にその旨を記載し、校長の承認を受けるものとする。

（出張旅費）

第8条 使用自家用車による出張を承認された教職員に対する旅費については、職員等の旅費に関する条例（昭和32年三重県条例第46号）の定めるところによる。

（事故の届出等）

第9条 使用自家用車による出張を承認された教職員は、当該出張中に交通事故を引き起こしたときは、被害者の救護、警察への届出等事故後の処理に万

全を期さなければならない。

- 2 前項に規定する交通事故を引き起こした教職員は、校長を通じ、速やかにその旨を津市教育委員会に届け出なければならない。

(損害賠償)

第10条 使用自家用車による出張を承認された教職員が当該出張中に交通事故を引き起こし、他人の生命又は財産に損害を与えた場合の損害賠償については、当該使用自家用車について当該教職員が加入する責任保険又は責任共済及び任意保険を優先して充当するものとする。

- 2 前項の損害が同項の保険による保険金額を超えるときは、津市自動車事故対策委員会規程（平成18年津市訓令第28号）第1条に規定する津市自動車事故対策委員会で本市の損害賠償責任の有無、賠償額の範囲及び賠償方法等を審査し、それに基づき本市が賠償する。この場合において、教職員に故意又は過失がないと認められるときは、これを求償しないものとする。

- 3 使用自家用車による出張を承認された教職員が当該出張中に交通事故を引き起こし、当該使用自家用車が損害を被った場合においては、本市は、その賠償の責めを負わないものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓の施行前に合併前の津市立小学校及び中学校の教職員の自家用自動車による出張に関する要綱（平成11年津市教育委員会訓第1号）、久居市立学校教職員の自家用自動車等による児童・生徒の輸送の承認に関する規程（平成15年久居市教育委員会規程第2号）、久居市立学校教職員の自家用自動車による出張の承認等に関する要綱（平成11年4月1日施行）、町立学校教職員の自家用自動車による出張の承認に関する基準（平成10年河芸町教育委員会基準第1号）、芸濃町立学校教職員の自家用自動車による救急輸送の承認等に関する規則（平成4年芸濃町教育委員会規則第1号）、美里村立学校の自家用車による出張の承認等に関する基準（平成元年美里村教育委員会基準第1号）、一志町立学校教職員の自家用自動車による救急輸送の承認等に関する規則（平成3年一志町教育委員会規則第3号）、一志町公立

学校教職員の自家用自動車による出張の承認等に関する基準（平成１０年一志町教育委員会告示第１９号）、一志町公立学校教職員事故事務取扱規程（平成１０年一志町教育委員会規程第１号）、白山町立学校教職員の自家用自動車による救急輸送の承認等に関する規則（平成３年白山町規則第７号）、白山町立学校教職員事故取扱規程（平成１１年白山町規程第９号）、白山町立学校教職員の自家用自動車による出張の承認等に関する規程（平成１１年白山町規程第１０号）、美杉村立学校教職員の自家用自動車による救急輸送の承認等に関する規則（平成３年美杉村教育委員会規則第４号）又は美杉村立学校職員事故事務取扱規程（平成１０年美杉村教育委員会規程第１号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの訓の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成２９年３月３１日教育委員会訓第６号）

この訓は、平成２９年４月１日から施行する。

別記様式（第2条関係）

自 家 用 車 使 用 承 認 願

年 月 日

校長 様

所属名
申請者
氏 名 

私の所有する自家用車を出張に使用することを承認されたく、次のとおり申請します。

1 車名及び登録番号

2 任意保険加入状況

対人保険金 () 記号 号
期間 年 月 日から 年 月 日まで

対物保険金 (万円) 記号 号
期間 年 月 日から 年 月 日まで

搭乗者保険金 (万円) 記号 号
期間 年 月 日から 年 月 日まで

上記のとおり申請のあった自家用車については、津市立学校の教職員の自家用自動車による出張に関する要綱第4条の規定により、出張に使用することを承認します。

年 月 日

承認者 (氏 名) 